

飲料水水質検査項目

	検査項目	飲料水共通		地下水等を水源に 用いている場合		判定基準
		6か月以内 ごとに1回	測定期間 中年1回 ※1	3年以内 ごとに1回	給水 開始前	
1	一般細菌	○			○	100cfu/mL以下
2	大腸菌	○			○	検出されないこと。
3	カドミウム及びその化合物				○	0.003mg/L以下
4	水銀及びその化合物				○	0.0005mg/L以下
5	セレン及びその化合物				○	0.01mg/L以下
6	鉛及びその化合物	●			○	0.01mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物				○	0.01mg/L以下
8	六価クロム化合物				○	0.02mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	○			○	0.04mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○		○	0.01mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○			○	10mg/L以下
12	フッ素及びその化合物				○	0.8mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物				○	1.0mg/L以下
14	四塩化炭素			○	○	0.002mg/L以下
15	1、41ジオキサン				○	0.05mg/L以下
16	シス-1、2-ジクロロエチレン及び トランス-1、2-ジクロロエチレン			○	○	0.04mg/L以下
17	ジクロロメタン			○	○	0.02mg/L以下
18	テトラクロロエチレン			○	○	0.01mg/L以下
19	トリクロロエチレン			○	○	0.01mg/L以下
20	ベンゼン			○	○	0.01mg/L以下
21	塩素酸		○		○	0.6mg/L以下
22	クロロ酢酸		○		○	0.02mg/L以下
23	クロロホルム		○		○	0.06mg/L以下
24	ジクロロ酢酸		○		○	0.03mg/L以下
25	ジブロモクロロメタン		○		○	0.1mg/L以下
26	臭素酸		○		○	0.01mg/L以下
27	総トリハロメタン		○		○	0.1mg/L以下
28	トリクロロ酢酸		○		○	0.03mg/L以下
29	ブロモジクロロメタン		○		○	0.03mg/L以下
30	ブロモホルム		○		○	0.09mg/L以下
31	ホルムアルデヒド		○		○	0.08mg/L以下
32	亜鉛及びその化合物	●			○	1.0mg/L以下
33	アルミニウム及びその化合物				○	0.2mg/L以下
34	鉄及びその化合物	●			○	0.3mg/L以下
35	銅及びその化合物	●			○	1.0mg/L以下
36	ナトリウム及びその化合物				○	200mg/L以下
37	マンガン及びその化合物				○	0.05mg/L以下
38	塩化物イオン	○			○	200mg/L以下
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)				○	300mg/L以下
40	蒸発残留物	●			○	500mg/L以下
41	陰イオン界面活性剤				○	0.2mg/L以下
42	ジェオスミン				○	0.00001mg/L以下
43	2-メチルイソボルネオール				○	0.00001mg/L以下
44	非イオン界面活性剤				○	0.02mg/L以下
45	フェノール類			○	○	0.005mg/L以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○			○	3mg/L以下
47	pH値	○			○	5.8以上8.6以下
48	味	○			○	異常でないこと。
49	臭気	○			○	異常でないこと。
50	色度	○			○	5度以下
51	濁度	○			○	2度以下
		16	12	7	51	
※1 測定期間:6月1日～9月30日						
※2 「●」印は、基準に適合していた場合、次回検査において省略可能な項目						